

税務解説即答 3問

1 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

Q 私は免税事業者ですが、適格請求書発行事業者になる予定です。令和5年度税制改正でインボイスの負担軽減措置が講じられたと聞きましたが、改正の概要を教えてください。

A 令和5年度税制改正では、インボイス制度による負担軽減を図るため、いくつかの措置が講じられた。それらの一つに、免税事業者が適格請求書発行事業者を選択した場合には、納税額が売上税額の2割に軽減される措置がある。これは、適格請求書発行事業者の2023年（令和5年）10月1日から2026年（令和8年）9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者になったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないことになる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることになったものである。

この制度の対象者は、適格請求書発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者が対象である。したがって、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるなどにより課税事業者となる場合には、対象とはならない。

そして、計算方法は、簡易課税制度と同じように計算をする。例えば、課税売上高が770万円（うち消費税額70万円）

の場合には、消費税額70万円から56万円（70万円×80%）を差し引いた14万円が納税額になる。計算方法は簡易課税制度と同様であるが、2年間の継続適用の要件はなく、事前の届出も必要はない。申告時に適用するか否かを選択し、選択をする場合には確定申告書に適用する旨を付記すればよい。

また、この制度の対象期間は、2023年（令和5年）10月1日から2026年（令和8年）9月30日までの3年間の特例期間である。この特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度が有利となる場合には、翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出すれば、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められる。

2 清算をした場合の繰戻還付

Q 当社は株式会社である中小企業者であり、事業年度は1月1日から12月31日です。コロナの影響により業績が悪化し、×年10月31日に解散をしました。解散事業年度は所得金額があり納税をしました。翌年度の清算事業年度では欠損金が生じました。欠損金の繰戻しによる還付の規定は適用できますか。

A 青色申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合には、その欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求することができる（法法80①、措置法66の12）。

本事例では、欠損事業年度が清算事業年度（×年11月1日～×+1年10月31日）、還付所得事業年度が解散事業年度

(×年1月1日～×年10月31日)になるが、清算事業年度において繰戻還付制度が適用できるかが問題となる。

この点につき、継続企業と同様、還付所得事業年度から欠損事業年度まで連続して青色申告書を提出していること、欠損事業年度の確定申告書と欠損金の繰戻し還付請求書を同時に提出期限までに提出していること等の適用要件を満たせば、繰戻し還付の適用を受けることができる。

なお、解散等があった場合の欠損金の繰戻し還付の特例があるが、この規定は、解散等が生じた場合に、その事実が生じた日(解散であれば解散の日)前1年以内に終了した事業年度及びその事実(解散の日)の生じた事業年度のいずれかの事業年度に欠損金額があるときには、繰戻し還付が認められるものである(法第80④)。本事例は、清算事業年度において欠損金額が生じていることから、当該規定には該当しない。

3 相続の限定承認に係る課税関係について

Q 一人暮らしをしていた父が2か月前に亡くなりました。相続人である兄と私で、父の遺産を調べていたところ、自宅の土地と建物、少額の預貯金があるものの、知人や消費者金融からの借金があり、負債の方が多そうです。限定承認の手続きを取った場合には、どのような課税関係になりますか。

A 相続人が、被相続人の遺産について積極財産と消極財産のどちらが多いかわからない場合、相続財産の限度においてのみ被相続人の債務等を負担するという留

保付きで相続を承認することができる(民法922)。これを限定承認という。限定承認をするときには、相続人は、相続の開始があったことを知った日から3か月以内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない(民法915①、924)。相続の開始があったことを知った日から3か月以内の期間については、家庭裁判所において伸長することができる(民法915①ただし書)。

限定承認に係る相続により資産の移転があった場合には、その移転の時における価額(時価)により譲渡があったものとみなされる(所法59①)。そのため、相続財産の中に不動産や株式などがあった場合には、被相続人に譲渡所得が課税され、被相続人の準確定申告により申告をする。これは、限定承認は相続財産の限度において被相続人の債務を負担するということから、相続開始の時点のみなし譲渡課税を行うことで、被相続人の生前中の資産の値上がり益を清算するためと考えられている。そして、この譲渡所得による所得税等は、被相続人の債務であることから、相続財産の限度において納付すればよい(国通法5①)。

よって、本事例においては、自宅の土地及び建物について、準確定申告により譲渡所得の申告を行う必要がある。

なお、相続人が限定承認により相続をした自宅の土地及び建物を譲渡した場合には、その自宅の土地及び建物の取得費は、相続時の時価による(所法60①④)。

(C.I)